

「外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

2022年10月17日

一般社団法人日本STO協会

1. 趣旨

2020年6月、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立、公布され、新たに複数業種（証券・銀行・保険・貸金）かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供することができる「金融サービス仲介業」が創設されるとともに、「金融商品の販売等に関する法律」が「金融サービスの提供に関する法律」（以下「金サ法」という。）に改称された。

これに伴い、「外務員の資格、登録等に関する規則」に規定された正会員が外務員登録を行う場合の登録拒否要件に、金サ法上の登録取消処分を受けている場合及び金サ法上の外務員として登録を受けている場合を追加する。

併せて、2022年6月、「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が施行され、外務員登録申請書様式から性別欄が削除されたことを受け、「外務員の資格、登録等に関する規則」で規定する外務員登録申請書等の記載事項を改めるため、同規則の改正を行うこととする。

2. 骨子

- (1) 外務員登録原簿に登録する記載事項から性別を削除する。（第2条第1項第2号イ）
- (2) 外務員登録申請書の記載事項から性別を削除し、旧氏を加えるとともに、同申請書の添付書類に旧氏及び名を証する書面を加える。（第4条第1項第2号イ、同条第2項第3号）
- (3) 協会員がその役職員について外務員登録を受ける場合の登録拒否要件について金融商品取引法の改正を受け、当該登録を受ける者が金サ法上の登録取消処分を受けている場合及び金サ法上の外務員として登録を受けている場合を追加する。（第6条第1項第2号から第4号）
- (4) その他所要の改正を行う。（第4条第1項第2号、同条第2項第1号、第2号、第4号、同条第3項、第5条第2項）

3. 施行の時期

この改正は、2022年10月17日から施行する。

※ 本改正は、その内容が投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続は実施していない。

以 上